信書便事業とは

信書便事業とは、信書(書状、請求書類等)を送達する事業のことです。 信書便事業の種類としては、次の2つがあります。

1 「一般信書便事業」: 軽量・小型の信書便物を全国で引き受け、配達 するサービスを提供する事業

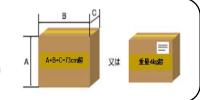
軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則3日以内送達



2 「特定信書便事業」: 以下の3つの役務のいずれかのサービスを提供 する事業

〔1号役務〕

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が 4kgを超える大型の信書便物を送達(大型信書便役務)



〔2号役務〕

信書便物が差し出された時から3時間以内にその信書便物を送達(3時間役務)



〔3号役務〕

1通の料金の額が800円を超える信書便物を送達(高付加価値役務)

